

# **財政運営方針**

**(平成20年度～29年度)**

**平成20年9月**

**洲本市財務部**

# 目 次

<b>I 市財政の現状と今後の見通し</b> .....	<b>1</b>
<b>1 市財政の現状</b> .....	<b>1</b>
(1) 決算規模 .....	1
(2) 歳 入 .....	2
(3) 歳 出 .....	3
① 義務的経費 .....	3
② 普通建設事業費 .....	4
(4) その他 .....	5
① 地方債残高 .....	5
② 基金残高 .....	6
③ 経常収支比率 .....	7
④ 実質公債費比率等 .....	8
⑤ 地方公共団体財政健全化法について .....	9
<b>2 今後の財政収支見通し</b> .....	<b>10</b>
(1) 総 括 .....	10
(2) 費目別推計の考え方 .....	10
(3) 現状の分析による財政収支見通し〔健全化方策を実施しない場合〕 .....	11
〔今後の財政収支見通し（普通会計・一般財源ベース）〔健全化方策を実施しない場合〕〕 .....	12
<b>II 財政運営の基本的な考え方</b> .....	<b>13</b>
1 目 的 .....	13
2 計画期間 .....	13
3 目 標 .....	13
4 健全化方策 .....	13
<b>III 具体的な取組み</b> .....	<b>14</b>
<b>1 歳入確保対策</b> .....	<b>14</b>
(1) 市税等収納率の向上 .....	14
(2) 未利用地の処分・貸付等の有効活用 .....	14
(3) 受益者負担の適正化 .....	14
(4) 新たな財源確保対策の検討 .....	14
<b>2 歳出削減対策</b> .....	<b>14</b>
(1) 人件費の抑制 .....	14

(2) 内部管理経費の削減	-----	14
(3) 職員の資質向上	-----	15
(4) 事務事業の見直し	-----	15
(5) 投資的事業の見直し	-----	16
(6) 公営企業の経営健全化	-----	16
(7) 市債発行の抑制	-----	16
<b>3 その他の取組み</b>		
(1) 「集中改革プラン」の実施と検証	-----	16
(2) 行政評価システムの導入	-----	16
(3) 新たな公会計制度への対応	-----	16
[健全化方策と目標効果額]	-----	17
<b>4 具体的な取組み後の収支見通し</b>	-----	<b>18</b>
(1) 健全化方策取組み後の財政収支見通し	-----	18
(2) 財政健全化比率の推計	-----	18
[今後の財政収支見通し(普通会計・一般財源ベース)(健全化方策取組み後)]	-----	19

## － は じ め に －

長引く景気の低迷や急速に進む少子・高齢化の進行に加え、国が推進した「三位一体改革」による地方交付税等の減少などにより、洲本市の財政状況は極めて厳しい状況になっています。

バブル経済崩壊後、国は景気浮揚策として、減税や公共投資の拡大を展開しました。これに併せ、合併前の洲本市、五色町も、社会教育施設などの施設整備や道路・河川・上下水道の整備などの社会資本の充実に努めてきました。

この結果、社会資本の整備が進んだ反面、財源不足を補うために借り入れた地方債の増加という結果を招きました。

景気が回復すれば税収の増加により財政状況が改善されるはずでしたが、公共投資の拡大による景気浮揚策は功を奏せず、地域間の経済格差は縮まる見込みが立たない状況となっています。

三位一体改革では、地方自治体は自主財源を増やし、自治の拡大が図られるはずでしたが、また、合併により財政状況は好転するはずでしたが、実際は地方交付税等の減少により、急激な財政悪化を招いています。

このような状況を踏まえ、現在、「洲本市行財政改革大綱」及びその実施計画である「集中改革プラン」に基づき、市税等の収納率向上対策の推進等歳入の積極的確保や、人件費、物件費、普通建設事業費等の抑制による歳出の削減を進めているところです。

今後も税収の大幅な好転は見込めず、高齢化による社会保障費の増加も予想され、これまでのような市政運営では大幅に財源が不足することとなります。

こうした状況を回避するために、過去の決算状況を振り返り、これまでの財政運営を分析するとともに、問題を先送りしないことを前提に、長期的な財政収支見通しを把握し、計画的かつ着実に財政の健全化を目指すことを目的として「財政運営方針」を策定しました。

本方針は、「集中改革プラン」等との整合を図りながら「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」の実現のため、財政の健全化を図る行財政運営の指針として位置づけています。

今後においては、国からの依存財源等に頼ることなく、しっかりと足元を見据え自立の道を歩まねばなりません。健全な行財政を確立するためには、行政だけでなく市民の皆様の理解と協力がなによりも必要となります。

ともにつくる参画と協働のまちづくりに一層のご支援をお願いします。

平成20年9月

洲本市財務部

## I 市財政の現状と今後の見通し

## 1 市財政の現状

## (1) 決算規模

普通会計の決算規模は、平成17年度中途の合併以降、歳入歳出決算ともに年々減少傾向にあります。実質収支及び単年度収支は、いずれも黒字で推移していますが、単年度収支額に財政調整基金積立金、地方債の任意の繰上げ償還額を加算し、財政調整基金取崩額を控除した実質単年度収支は、平成19年度に赤字に陥りました。

このことは、結果として、貯金を取り崩さなければ、単年度の収入では支出が賄えなかったことを示しています。何の対策も講じないまま、このまま実質単年度収支の赤字が続いた場合、貯金である財政調整基金が底をついた時点で財政的に行き詰る事態が生じる恐れがあり、財政の健全化は急務となっています。

## □ 普通会計決算規模の推移

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入総額	30,128	26,516	23,830
歳出総額	29,937	26,328	23,589
差引額(形式収支)	191	188	241
翌年度繰越財源	151	116	40
実質収支	40	72	201
単年度収支	40	32	129
財調基金積立金	144	505	64
繰上償還(任意分)	0	43	16
財調基金取崩額	49	0	550
実質単年度収支	135	580	▲ 341

普通会計とは、各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっているので、財政比較するために、地方財政会計上統一的に用いられる会計で、基本的には行政運営の基本的な経費を計上している一般会計に、洲本市では、CATV事業特別会計と老人保健医療特別会計の一部を加えた内容となっています。

## 歳入の状況

### (2) 歳入

歳入の根幹となる市税収入は、「三位一体改革」による税源移譲の関係で平成19年度は増加していますが、地方交付税及び臨時財政対策債については、合併特例加算が措置されているにもかかわらず減少の傾向にあります。

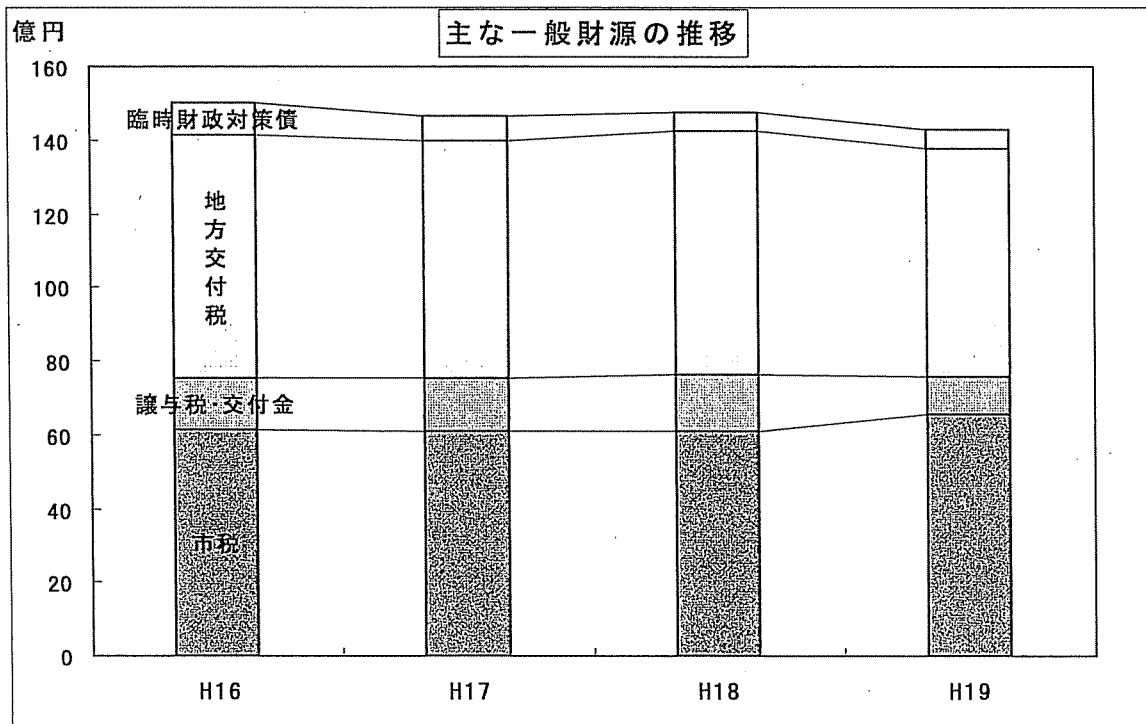
また、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めた狭義の一般財源総額についても減少傾向にあります。

#### □ 主な歳入一般財源の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
市 税	6,128	6,089	6,091	6,533
地 方 譲 与 税	339	434	574	239
交 付 金	1,046	1,011	988	828
地 方 交 付 税	6,654	6,467	6,572	6,184
内 普 通 交 付 税	5,440	5,565	5,684	5,404
訳 特 別 交 付 税	1,214	902	888	780
臨 時 財 政 対 策 債	833	641	557	505
合計 (狭義の一般財源)	15,000	14,642	14,782	14,289

※交付金（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金）



臨時財政対策債：財源不足を補てんするために借り入れる地方債で、平成13年度以降、普通交付税から振り替えられている資金です。

(3) 歳 出

① 義務的経費

人件費は、「洲本市定員適正化計画」を踏まえ、計画的な定員削減を実施していることから、年々減少しています。

扶助費については、少子高齢化の影響などにより年々増加しています。

公債費は、合併前の短期間に施設建設が集中したことに伴う地方債の発行などにより地方債残高が累増したため、償還額が年々増加しています。

また、義務的経費に準じる物件費については、平成16年度は合併に伴う電算システム構築費などの多額の臨時的経費を要しましたが、以降は減少傾向にあります。

補助費等は合併以降、年々減少しています。

下水道事業、国保、老人健康保険特別会計等への繰出金については、年々増加の傾向にあります。

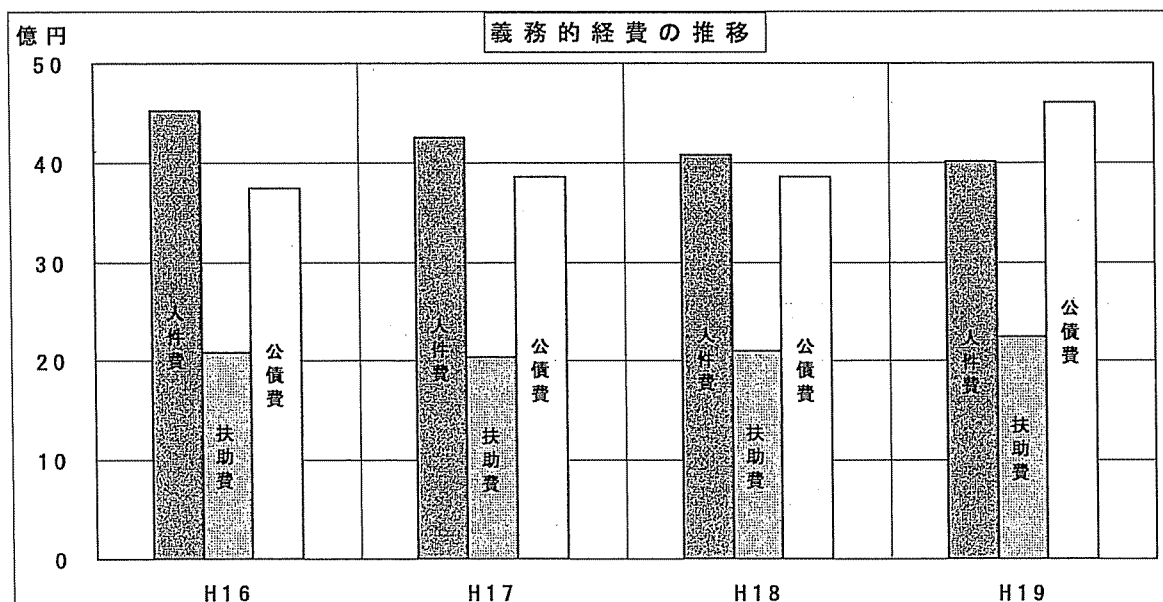
□ 義務的経費の推移

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 件 費	4,529	4,252	4,074	4,017
扶 助 費	2,081	2,038	2,097	2,251
公 債 費	3,749	3,851	4,194	4,607
合 計	10,359	10,141	10,365	10,875

その他の経費

物 件 費	3,735	2,969	2,749	2,494
補 助 費 等	2,931	3,394	2,828	2,399
繰 出 金	2,509	2,607	2,554	2,560



## 普通建設事業費の推移

### ② 普通建設事業費

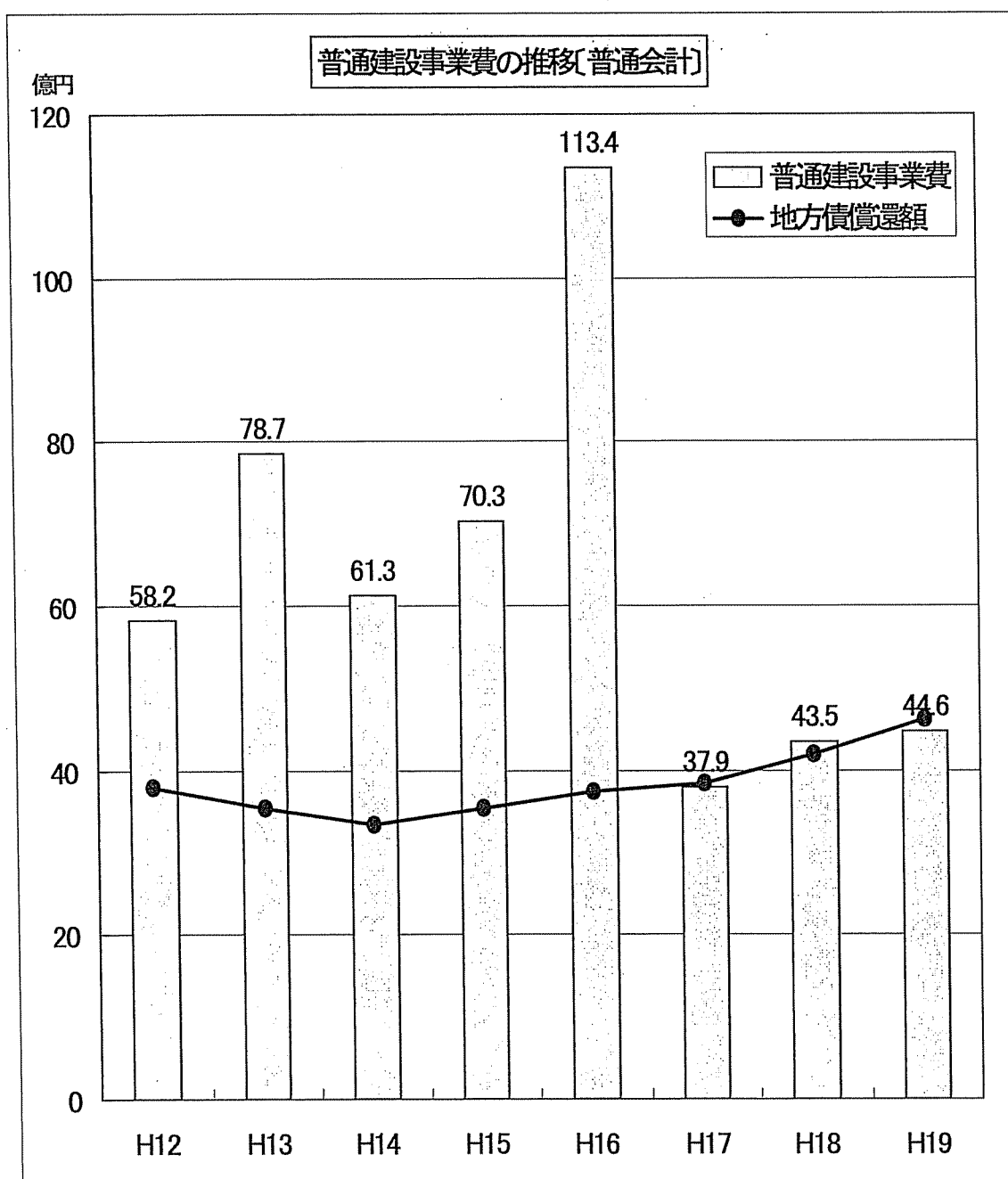
合併前と比較すると、普通建設事業費は大幅に減少しています。しかしながら、人口規模などが類似する団体と比較すると上回っている状況にあります。

なお、平成19年度は地方債償還額が普通建設事業費を上回りました。

### □ 普通建設事業費の推移（普通会計）

（単位：億円）

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
普通建設事業費	58.2	78.7	61.3	70.3	113.4	37.9	43.5	44.6
地方債償還額	38.0	35.4	33.5	35.5	37.4	38.4	41.9	46.1





(4) その他

① 地方債残高

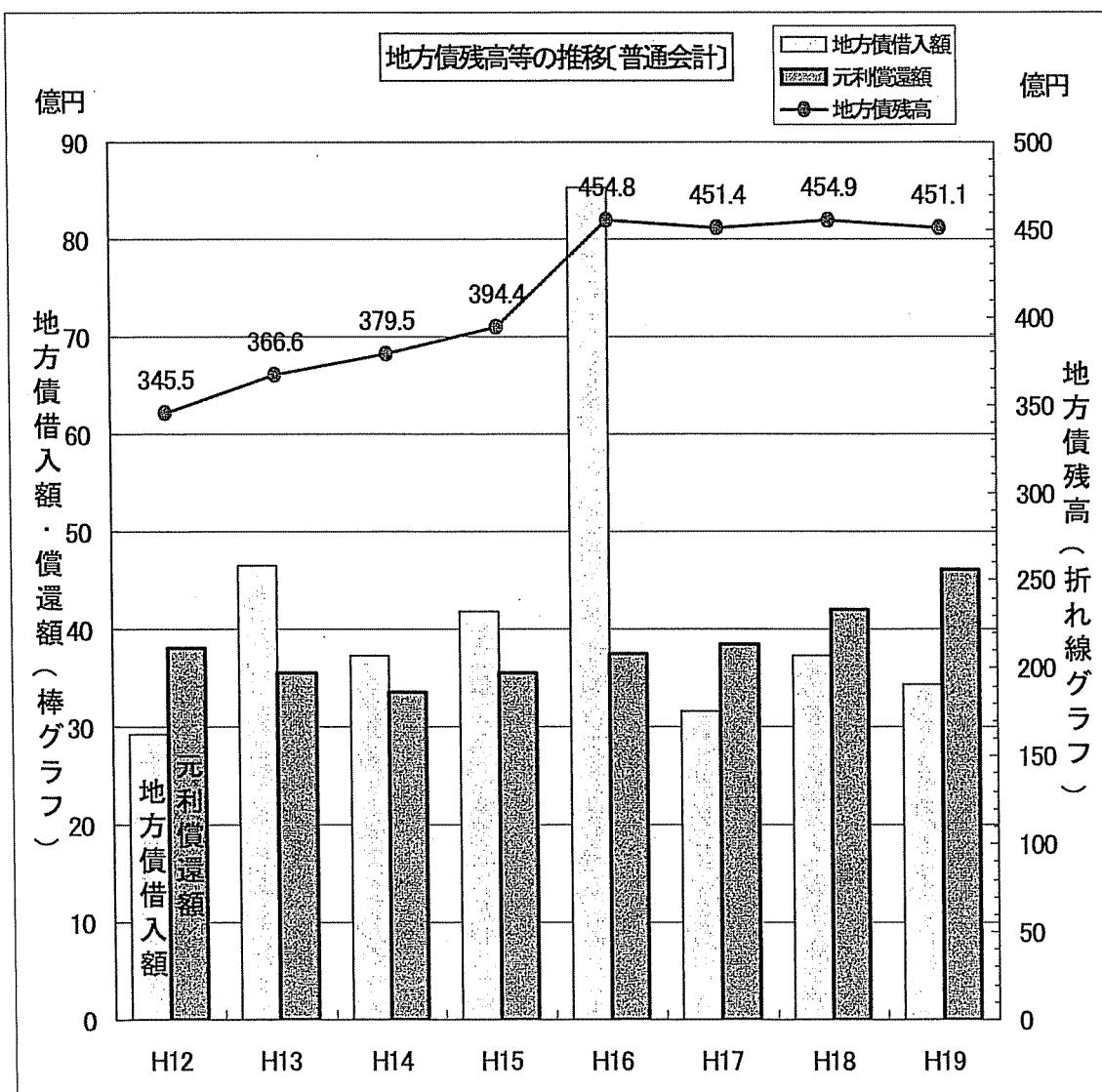
普通会計においては、平成18年度が地方債残高のピークで、以降年々減少する見込みです。

しかしながら、将来負担の健全度を考慮すると、人口一人当たりの地方債残高は、全国市町村平均はもとより、県内市町などと比べても非常に高い数値となっています。〔洲本市 89万円/人：県内市町平均 60万円/人 (⑩決算ベース)〕

□ 地方債残高等の推移 (普通会計)

(単位：億円)

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
地方債残高	345.5	366.6	379.5	394.4	454.8	451.4	454.9	451.1
地方債借入額	29.2	46.4	37.2	41.8	85.3	31.5	37.3	34.4
元利償還額	38.0	35.4	33.5	35.5	37.4	38.4	41.9	46.1



## 基金残高の推移

### ② 基金残高

本市の主要な基金である財政調整基金及び市債管理基金の残高合計は、平成 18 年度をピークに年々減少していく見込みです。

### □ 基金残高の推移

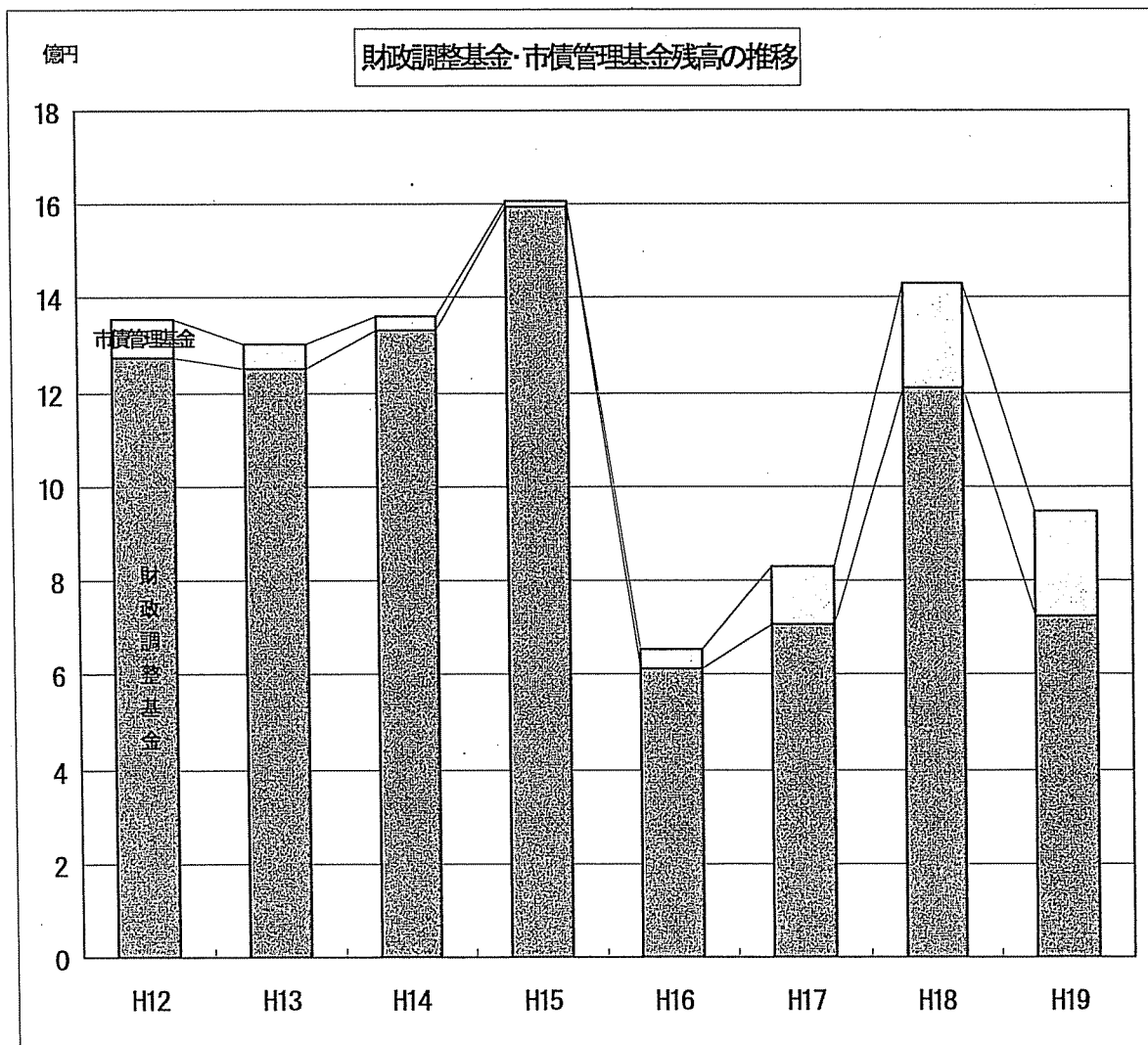
(単位：百万円)

区 分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
財政調整基金	1,274	1,252	1,333	1,597	612	707	1,212	726
市債管理基金	84	52	28	12	43	123	222	223
小 計	1,358	1,304	1,361	1,609	655	830	1,434	949
その他の基金	2,280	2,635	2,553	2,467	1,925	1,667	1,333	892
合 計	3,638	3,939	3,914	4,076	2,580	2,497	2,767	1,841

※ 基金は普通会計が所管する基金

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金

市債管理基金：地方債の償還に充てるための積立金



③ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標のひとつである経常収支比率は、合併前から上昇を続けており、本市の財政状況は合併前を含め、かつてないほど硬直化が進んでいます。〔県内市町平均 93.1% (⑩決算ベース)〕

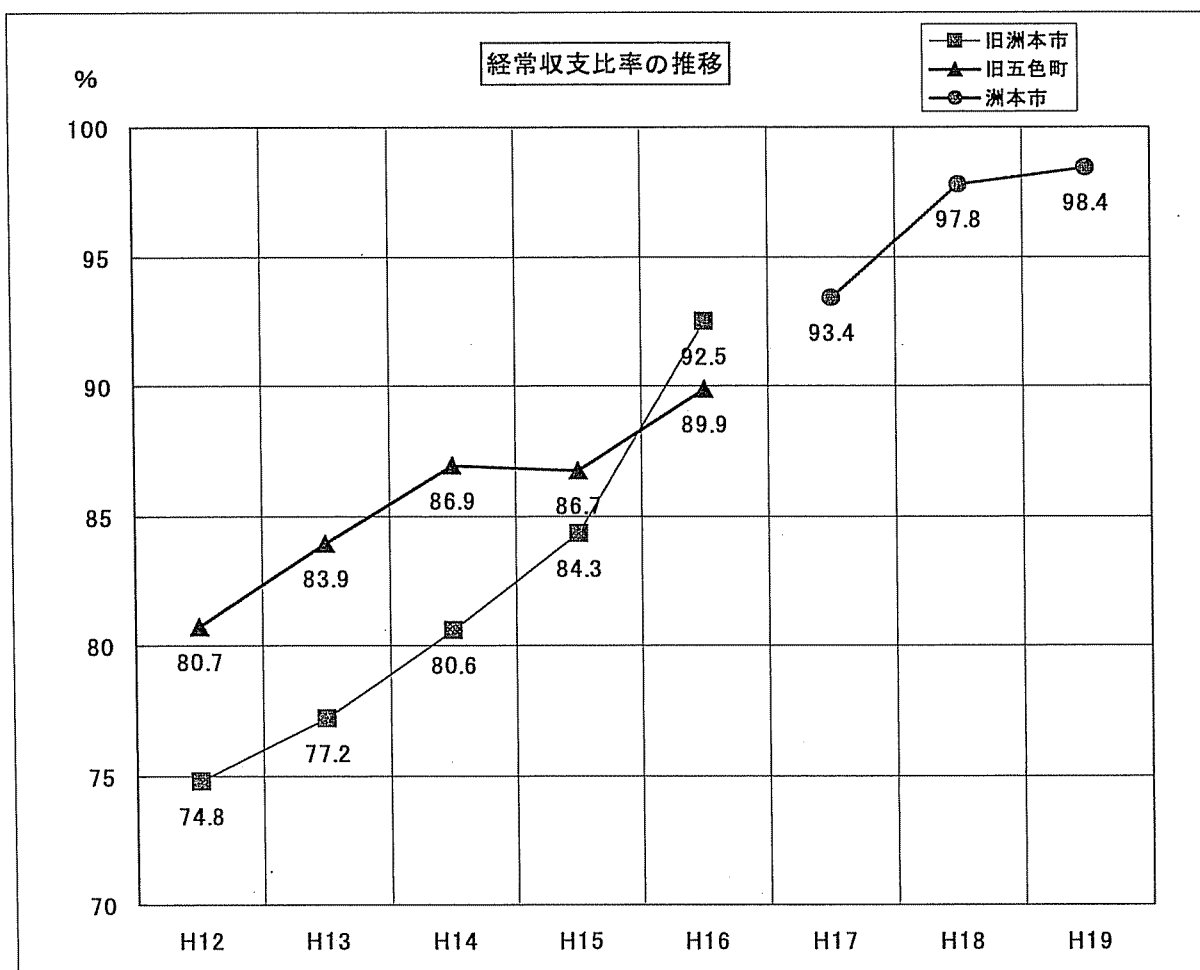
□ 経常収支比率の推移

(単位：%)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
旧洲本市	74.8	77.2	80.6	84.3	92.5			
旧五色町	80.7	83.9	86.9	86.7	89.9	93.4	97.8	98.4

**経常収支比率**：財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税、地方譲与税など一般財源がどの程度充当されているかをみるものです。

経常収支比率は都市部で80%を超える場合には財政構造の弾力性が失われつつあると言われており、70～80%の範囲に分布するのが望ましいと考えられています。



## 実質公債費比率等の推移

### ④ 実質公債費比率等

公債費の比率を示す指標である起債制限比率は、下表のとおり地方債の元利償還金の増加に伴い年々増加しています。

また、平成18年度決算から財政健全度を表す新たな指標として設けられた、普通会計、特別会計などを含めた地方債返済額の比率を示す実質公債費比率は、比率の算定に際し、都市計画税を特定財源として充当できるようになったことから、平成19年度は17.2%と改善されていますが、平成19年度が起債償還のピークであることから、平成20年度決算では起債許可団体となる18%を超える見込みとなっています。

#### □ 起債制限比率の推移

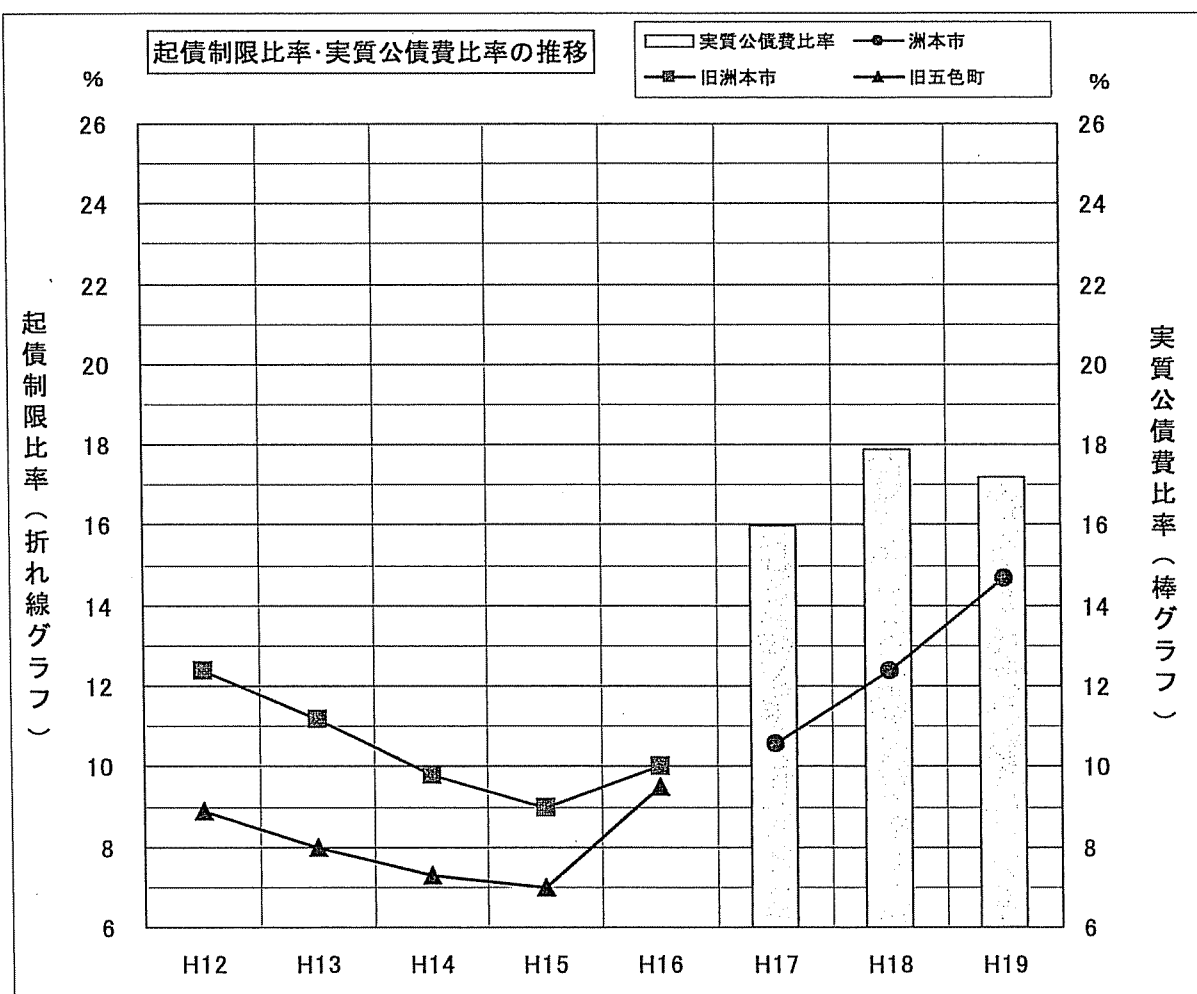
(単位：%)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
旧洲本市	12.4	11.2	9.8	9.0	10.0			
旧五色町	8.9	8.0	7.3	7.0	9.5	10.6	12.4	14.7

#### □ 実質公債費比率の推移

(単位：%)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
実質公債費比率	—	—	—	—	—	16.0	17.9	17.2



⑤ 地方公共団体財政健全化法について

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、地方公共団体財政健全化法「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から、健全化にかかる指標の公表が義務付けられたところです。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの健全化判断比率を基準とするもので、この比率のうち一つでも基準を超える自治体は早期健全化団体となり、国から自主再建を促されます。さらに深刻になると、財政破綻である「再生団体」に転落し、国の管理下に入ることとなります。

平成19年度決算における洲本市の健全化判断比率の状況は下表のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字が生じていないため該当しませんが、将来負担比率については、219.7%となっており、県内市町平均（155.3%）と比較して非常に高い水準となっています。これは、合併前に実施した大型施設の整備等により起債残高が他市町と較べ多いこと等が要因となっています。

□ 財政健全化法に定められた健全化判断比率 (単位：%)

財政指標名	指標の説明	区分	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	市町村	11.25 ～15	20
		都道府県	3.75	5
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	市町村	16.25 ～20	30 ※
		都道府県	8.75	15
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	市町村	25	35
		都道府県		
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	市町村	350	なし
		都道府県	400	なし

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準には、3年間の経過措置あり。  
(市町村の基準：40%→40%→35%)

□ 洲本市の健全化判断比率の状況 (平成19年度) (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
洲本市	—	—	17.2	219.7
早期健全化基準	12.93	17.93	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

## 今後の財政収支見通し

### 2 今後の財政収支見通し

将来にわたり持続可能な財政構造とするために、一定の条件下で試算し、課題を明確にすることを目的として作成しています。

#### (1) 総括

- ① 期間 : 平成20年度～29年度
- ② 対象 : 普通会計・一般財源ベース
- ③ 条件 : 平成19年度決算及び平成20年度当初予算をベースに作成

#### (2) 費目別推計の考え方

区 分		推 計 の 考 え 方
歳 入	市 税	個人市民税：平成19年度決算をベースに人口推計を反映 固定資産税・軽自動車税・入湯税：平成19年度決算ベースで推移 たばこ税：平成19年度決算ベースから毎年度1%減で推移
	地 方 交 付 税	個別算定（経常経費）：平成20年度決定額をベースに、平成22年及び平成27年国調人口等を推計し反映 包括算定：平成20年度決定額をベースに、平成22年及び平成27年国調人口等を推計し反映 合併加算措置：合併11年後の平成28年度から段階的に減少 事業費補正、公債費：償還台帳等からの積み上げ 基準財政収入額：平成20年度決定額と同額で推移
	そ の 他 の 収 入	使用料・手数料など経常的な収入：平成19年度決算ベースで推移 臨時財政対策債：平成22年度以降は地方交付税に加算
歳 出	人 件 費	現行制度を基に算出し、定員については、「定員適正化計画」を踏まえ推計。退職手当負担金については今後の負担率のアップも反映し推計。
	扶 助 費	生活保護費：平成19年度決算をベースに以降毎年2%ずつ増加 老人・児童福祉費：今後の人口推計を基に推計 その他：平成19年度決算ベースで推移
	公 債 費	既発債の償還額に、今後予定している建設事業の起債償還額を加算
	物 件 費	平成19年度決算ベースで推移
	補 助 費 等	平成19年度決算ベースで推移
	繰 出 金	下水道事業繰出金：事業計画を反映 国保・介護保険、後期高齢者：平成19年度決算ベースで推計し、基盤安定分については、毎年2%ずつ増加
	普通建設事業費	個別に積み上げ
	そ の 他	平成19年度決算をベースで推移

(3) 現状の分析による財政収支見通し〔健全化方策を実施しない場合〕

このまま何の方策も講じない場合、平成29年度までの財政収支見通しの推計結果は〔別紙1〕の表のとおりです。このままでいけば、歳計剰余金が生じなかった場合、財政調整基金がなくなる平成23年度以降には予算編成が困難になる恐れがあります。また、平成31年頃には、早期健全化団体に陥る可能性があることから、これらを回避するため、更なる財政健全化への取組みが必要です。

今後の財政収支見通し（普通会計・一般財源ベース） 【健全化方策を実施しない場合】 【別紙1】 （単位：百万円）

年度	17年度決算	18年度決算	19年度決算	20年度計画	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画	27年度計画	28年度計画	29年度計画
地方税	6,089	6,091	6,532	6,591	6,586	6,565	6,542	6,518	6,494	6,471	6,447	6,421	6,395
地方交付税	6,467	6,572	6,184	6,485	6,348	6,682	6,528	6,530	6,431	6,417	6,297	5,873	5,707
歳計剰余金処分別	97	40	178	242	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	2,623	3,342	1,413	1,696	1,728	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
歳入合計	15,276	16,045	14,307	15,014	14,662	14,502	14,325	14,303	14,180	14,143	13,999	13,549	13,357
人件費	3,718	3,661	3,400	3,314	3,223	3,184	3,186	3,206	3,136	3,055	3,012	2,963	2,914
扶助費	723	808	839	847	847	847	849	852	855	858	862	864	867
公債費	3,506	3,716	4,245	4,078	4,014	3,980	4,072	3,907	3,828	3,758	3,386	3,198	3,053
投資的経費	838	659	696	692	506	498	563	519	480	505	570	518	501
物件費	1,915	2,020	1,685	1,685	1,698	1,692	1,689	1,685	1,690	1,690	1,687	1,692	1,687
補助費等	2,529	2,528	2,159	2,660	2,484	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291
積立金	257	607	43	123	2	2	2	0	0	0	0	0	0
繰出金	2,202	2,170	2,238	2,137	2,160	2,163	2,187	2,140	2,197	2,211	2,223	2,237	2,291
その他の歳出	88	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
歳出合計	15,776	16,194	15,330	15,561	14,959	14,682	14,864	14,625	14,502	14,393	14,056	13,788	13,629
歳入歳出差引額	△ 500	△ 149	△ 1,023	△ 547	△ 297	△ 180	△ 539	△ 322	△ 322	△ 250	△ 57	△ 239	△ 272
活用の取崩し額	540	336	1,265	547	297	180	539	287	0	0	0	0	0
歳計剰余金処分別	40	178	242	0	0	0	0	▲ 35	▲ 357	▲ 607	▲ 664	▲ 903	▲ 1,175

活用予定基金の残高	2,497	2,768	1,842	1,297	1,002	824	287	0	0	0	0	0	0
うち財政調整基金	707	1,213	726	375	256	121	0	0	0	0	0	0	0
うち減債基金	123	222	223	223	223	223	0	0	0	0	0	0	0
その他特定目的基金	1,667	1,333	893	699	523	480	287	0	0	0	0	0	0

市債発行額	3,145	3,729	3,436	2,101	1,884	1,917	1,511	1,035	905	1,613	1,654	710	744
市債残高	42,460	45,478	45,109	43,506	41,719	39,970	37,762	35,226	32,621	30,724	29,192	26,903	24,752
実質公債費比率 (3カ年平均)	16.0	17.9	17.2	18.7	18.8	16.9	16.4	15.7	15.3	14.6	13.6	12.8	11.8

標準財政規模	12,868	12,876	13,225	13,481	13,349	13,210	13,056	13,058	12,959	12,945	12,825	12,401	12,235
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



## II 財政運営の基本的な考え方

### 1 目的

「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」の実現のためには、「市民ニーズ」と「財政の健全化」を両立させる必要があります。

そのため、長期的な視点に立った「財政運営方針」を策定し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図るものです。

また、具体的な健全化方策等については、「洲本市集中改革プラン」と整合性を図り、取り組んでいきます。

### 2 計画期間

平成20年度～平成29年度〔10か年〕

### 3 目標

- (1) 現状の「財政収支見通し」で見込まれる財源不足の解消
- (2) 財政の弾力性の改善
- (3) 持続可能な財政運営の確立

### 4 健全化方策

- (1) 歳入確保対策
  - ① 市税等収納率の向上
  - ② 未利用地の売却・貸付等の有効活用
  - ③ 受益者負担の適正化
  - ④ 新たな収入確保対策の検討
- (2) 歳出削減対策
  - ① 人件費の抑制
  - ② 内部管理経費の削減
  - ③ 職員の資質の向上
  - ④ 事務事業の見直し
  - ⑤ 投資的事業の見直し
  - ⑥ 公営企業の経営健全化
  - ⑦ 市債発行の抑制
- (3) その他の取組み
  - ① 「集中改革プラン」の実施と検証
  - ② 行政評価システムの導入
  - ③ 新たな公会計制度への対応

### Ⅲ 具体的な取組み

#### 1 歳入確保対策

##### (1) 市税等収納率の向上

- ◇ 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料などの各種使用料及び上下水道使用料については、それぞれの収納率向上等の取組みを徹底します。

##### (2) 未利用地の処分・貸付等の有効活用

- ◇ 合併により拡大した市域の中で利用計画がない普通財産として管理している土地について、早期に的確な把握を行い、公募売払い等を積極的に推進します。

##### (3) 受益者負担の適正化

- ◇ 受益者負担の原則に基づき、提供するサービスに見合う適正な負担となるよう、「受益者負担の原則」、「算定基準の明確化」、「減免制度の適正化」等を基本的な考え方として見直しを行います。

##### (4) 新たな財源確保対策の検討

- ◇ 市の資産の有効活用等による新たな財源の確保を検討します。

#### 2 歳出削減対策

##### (1) 人件費の抑制

- ◇ 「洲本市定員適正化計画」を踏まえ、計画的に職員数の削減を実施します。
- ◇ 組織改編などにより効率的な職員配置を行い、職員の定員適正化を図ります。
- ◇ 国や兵庫県等の制度を参考に、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化を進めます。

なお、洲本市は淡路島3市の中では、ラスパイレス指数が一番高いことから（平成20年度ラスパイレス指数：洲本市98.6、南あわじ市96.2、淡路市96.5）、計画的に職員数の削減が実施できない場合は、職員給与等のカットを行うことで対応します。

- ◇ 徹底した事務事業の見直しや機構改革による内部事務執行の効率化により、総実勤務時間の縮減を進めます。

##### (2) 内部管理経費の削減

- ◇ 施設の管理運営については、光熱水費や通信費などの一層の節減に努めるとともに、業務委託については仕様や契約方法などの見直しを行い、維持管理経

費の削減を図ります。

- ◇ 施設の目的や性質に応じた最適な運営形態について検証し、指定管理者制度への移行などにより、効率的・効果的な市民サービスの提供を行い、施設稼働率の向上に努めます。
- ◇ 事務用品等の一括管理を行うなど、徹底的な無駄の排除とコスト削減に向けて全職員が取り組み、内部管理経費の削減を徹底します。

### (3) 職員の資質の向上

- ◇ 地方分権を受け、今後も権限移譲に伴う事務事業が増大する見込みとなります。職員数の減少に対しても、個々の職員の能力開発、資質の涵養を図るとともに、意識改革を一層加速させ、少数精鋭の人材育成に努め、計画的な事務事業への移行を図ります。

### (4) 事務事業の見直し

#### [補助金等の見直し]

- ◇ 事業の公平性・有効性・必要性・金額の妥当性等について精査し、補助目的が達成された事業・社会情勢等により事業効果が薄れた事業等は廃止します。
- ◇ 団体補助については、会費の徴収等を促し適切な補助金額とするとともに、運営費補助から事業費補助への切替を進めます。

#### [公的施設の抜本的見直し]

- ◇ 他団体と比較した結果、スポーツ施設、貸館施設、ホール等の施設数に過剰感があることから、その存廃を含めた抜本的見直しを行います。
- ◇ 幼稚園・保育所については、多様化する保育需要への対応、限られた財源や人材の効率的・効果的な活用、少子化の進展等を踏まえ、施設の統廃合、指定管理者制度への移行等を検討・実施します。
- ◇ 小学校・中学校については、少子化の進展等を踏まえ、施設の統廃合、通学校区の見直し等を検討・実施します。

#### [アウトソーシング（外部委託）の推進]

- ◇ 内部管理や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、既に民間委託された事業を精査するとともに、新たな民間委託の可能性を検証します。
- ◇ 他団体との事務の共同実施、委託期間の複数年度化による経費削減の可能性を検証します。

#### [第三セクター・外郭団体等の抜本的見直し]

- ◇ 第三セクター・外郭団体等については、社会情勢や行政を取り巻く環境の変化に応じて、今後の役割を検討し、法人への補助金の抑制はもとより、その統廃合や市の関与のあり方等について検討を進めます。

## 具体的な取組み

---

### (5) 投資的事業の見直し

- ◇ 限られた財源を有効に活用するため、市総合基本計画を踏まえ、真に必要な事業への重点投資により、将来に向けた基盤整備を行います。
- ◇ 事業費については、事業の効率的、計画的執行の観点から、長期的な視点で事業の平準化を図ります。
- ◇ 事業実施にあたっては、国・県の動向や新規制度等、最新情報を的確に把握し、最も有利な財源確保に努めます。

### (6) 公営企業の経営健全化

- ◇ 水道事業については、料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、中期経営計画を踏まえた計画的な経営を行うとともに、更に外部委託を推進し、適正な職員配置の実現を図ることで経費の節減に努めます。

### (7) 市債発行の抑制

- ◇ 少子高齢化が進む中、世代間負担の公平性を保つため、市債発行の抑制に努め、地方債残高を減少させ、将来の公債費負担の軽減を図ります。
- ◇ 市債の発行にあたっては、借入限度額を当該年度に償還する元利償還金を下回る額とし、市債残高を削減します。

## 3 その他の取組み

### (1) 「集中改革プラン」の実施と検証

- ◇ 「集中改革プラン」に定めた実施計画の完全実施を目指すとともに、その成果を毎年検証し次年度の改革に反映します。  
また、「集中改革プラン」については計画期間を平成22年度までとしていますが、以降も考え方を継続し、更なる行財政改革の推進に努めます。

### (2) 行政評価システムの導入

- ◇ 政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限り分かりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、市民への公表、予算編成、決算等に活用します。

### (3) 新たな公会計制度への対応

- ◇ 新地方公会計制度については、今後の国の動向に注視しながら的確に対応し、資産・債務の適切な管理や財務情報のわかりやすい開示に努めていきます。

## 健全化方策と目標効果額

(単位：百万円)

区 分	具体的な取組み	効果額 (H20~H29)
市税等収納率の向上	◇収納対策の強化 (市税、保育料、市営住宅使用料等)	240
未利用地売却等の推進	◇未利用地売却の推進	266
受益者負担の適正化	◇使用料・手数料の見直し	60 (3年ごとに見直しを期)
新たな財源確保対策の検討	◇企業広告の導入等	10
歳入増加額		576
人件費の抑制	◇職員数の削減 ◇給与水準の適正化	2,807 ※現状の収支見 通しに折込済
内部管理経費の削減	◇維持管理経費の削減 ◇内部管理経費の削減	397
事務事業の見直し	◇補助金等の見直し ◇公的施設の抜本的見直し ◇外部委託の推進 ◇第三セクター・外郭団体等の抜本的 見直し	1,640
投資的事業の見直し	◇施策の重点化、事業費の平準化 ◇財源の確保	実施計画により 事業調整
公営企業の経営健全化	◇経営改革の推進	303
市債発行の抑制	◇繰上償還、借換の実施	54
歳出削減額		5,201
歳入歳出効果額		5,777

## 具体的な取組み後の収支見通し

### 4 具体的な取組み後の収支見通し

#### (1) 健全化方策取組み後の財政収支見通し

財政運営方針に掲げる目的を達成するため、健全化方策による目標効果額を今後の収支見通しに反映したものが〔別紙2〕の表です。

歳入については、市税等における収納率の向上や使用料・手数料の見直しなどによる増加を見込み、歳出については、事務事業の一層の見直しや人件費の削減などを行い、計画5年後には収支の均衡に目途をつけ、平成26年度からは収支不足を解消することとしています。

#### (2) 財政健全化比率の推計

実質公債費比率については、平成19年度に地方債の償還のピークを迎えることから、平成21年度まで上昇を続けます。

今後は、交付税措置のあるより有利な起債の選択及び新たな借入れの抑制を行いながら、数値の改善を図ります。

また、将来負担比率については、県内他市町と比較して高い水準にありますが、これは地方債残高が多いことが原因であることから、起債発行の抑制を図り、プライマリーバランスの黒字化を堅持することにより、その数値の改善を図ります。

#### □ 財政健全化比率の推移（健全化方策取組み後）

(単位：%)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
実質公債費比率	16.0	17.9	17.2	18.7	18.8	16.9	16.4	15.7
将来負担比率	—	—	220	214	204	195	188	176
区 分	H25	H26	H27	H28	H29			
実質公債費比率	15.3	14.5	13.6	12.8	11.8			
将来負担比率	165	157	151	142	134			

(単位：百万円)

【別紙2】

【健全化方策取組み後】

今後の財政収支見通し（普通会計・一般財源ベース）

年度	17年度決算	18年度決算	19年度決算	20年度計画	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画	27年度計画	28年度計画	29年度計画
地方交付税	6,089	6,091	6,532	6,684	6,599	6,578	6,555	6,531	6,507	6,484	6,460	6,434	6,408
地方交付税	6,467	6,572	6,184	6,485	6,348	6,682	6,528	6,530	6,431	6,417	6,297	5,873	5,707
歳計剰余金処分額	97	40	178	242	31	53	191	0	0	0	1	192	104
その他の収入	2,623	3,342	1,413	1,972	1,738	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265
歳入合計	15,276	16,045	14,307	15,383	14,716	14,578	14,539	14,326	14,203	14,166	14,023	13,764	13,484
人件費	3,718	3,661	3,400	3,314	3,223	3,184	3,186	3,206	3,136	3,055	3,012	2,963	2,914
扶助費	723	808	839	831	831	831	832	835	838	841	845	847	850
公債費	3,506	3,716	4,245	4,078	4,014	3,980	4,057	3,895	3,818	3,751	3,381	3,195	3,051
投資的経費	838	659	696	692	506	498	563	519	480	505	570	518	501
物件費	1,915	2,020	1,685	1,630	1,643	1,627	1,624	1,620	1,625	1,625	1,622	1,627	1,622
補助費等	2,529	2,528	2,159	2,522	2,346	2,153	2,153	2,153	2,153	2,153	2,153	2,153	2,153
積立金	257	607	43	226	18	29	98	2	2	2	3	98	54
繰出金	2,202	2,170	2,238	2,034	2,057	2,060	2,184	2,137	2,192	2,208	2,220	2,234	2,288
その他の	88	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
歳出合計	15,776	16,194	15,330	15,352	14,663	14,387	14,722	14,392	14,269	14,165	13,831	13,660	13,458
歳入歳出差引額	△500	△149	△1,023	31	53	191	△183	△66	△66	1	192	104	26
活用予定基金の残高	540	336	1,265	0	0	0	183	66	66	0	0	0	0
うち財政調整基金	40	178	242	31	53	191	0	0	0	1	192	104	26
うち減價基金													
その他特定目的基金													
活用予定基金の残高	2,497	2,768	1,842	2,068	2,086	2,115	2,030	1,966	1,902	1,904	1,907	2,005	2,059
うち財政調整基金	707	1,213	726	951	968	996	1,010	992	989	990	992	1,089	1,142
うち減價基金	123	222	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223	223
その他特定目的基金	1,667	1,333	893	894	895	896	797	751	690	691	692	693	694

市債発行額	3,145	3,729	3,436	2,101	1,884	1,917	1,511	1,035	905	1,613	1,654	710	744
市債残高	42,460	45,478	45,109	43,506	41,719	39,970	37,762	35,226	32,621	30,724	29,192	26,903	24,752
実質公債比率 (3カ年平均)	16.0	17.9	17.2	18.7	18.8	16.9	16.4	15.7	15.3	14.6	13.6	12.8	11.8

標準財政規模	12,868	12,876	13,225	13,481	13,349	13,210	13,056	13,058	12,959	12,945	12,825	12,401	12,235
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

## － ま と め －

これまで、市民の皆さんに洲本市の財政状況を説明していく中で、「合併してすぐ財政が厳しいというのはどうしてなのか」、「新市建設計画における財政計画では、財政危機となるようなことはなかったではないか」などの厳しい意見も聞かれました。

合併前は、旧洲本市と旧五色町の財政状況は決して良好とは言えないまでも、当時は、国が実施した三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金などの大幅な削減は予想されず、多くの自治体が急激に財政危機に陥る状況だとは考えておらず、財政状況が悪化していると認識しながらも、合併による財政効果によって、財政状況を維持できるのではないかとといった安易な考えがあったことは否めません。

しかしながら、旧洲本市の財政状況は、長引く景気低迷の影響から市税収入が伸び悩み、合併前で既に財源不足が生じている状況であり、その不足分を基金で補てんするという綱渡りのような財政状況であり、そのまま財政運営を続けていけば基金が底をつき、もっと早い時期に財政的に行き詰る事態となっていたと思慮されます。

また、旧五色町においても、その歳入構造は全体の約3割程度を地方交付税に依存していた状況であり、また、多額の地方債残高を抱えていたことから、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減や公債費負担の圧迫により、同様に、財政的に行き詰る事態となっていたと思慮されます。

率直に言えば、このたびの合併は財政的に生き残りをかけた手段のひとつでありました。

今後、収支が均衡した健全な財政運営を確立できるかどうかは、「洲本市集中改革プラン」を着実に実行し、今回策定した「財政運営方針」に基づき、歳入の確保とその歳入に見合った歳出構造への転換が実現できるかにかかっています。

「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」の実現のためには、抜本的な行財政の健全化は避けては通ることのできない課題のひとつであります。

行財政の健全化を実施するうえで、使用料等の改定、事務事業の見直しや団体等への補助金の引き下げなど、少なからず市民生活に影響を及ぼすこととなりますが、今後3、4年程度が最も財政状況が厳しい時期でありますので、皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。